

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エジプト	バハルヨセフ灌漑水路サコーラ堰改修計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	バハルヨセフ灌漑水路サコーラ堰改修計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	96,000千円 H16.12.6まで	H15.12.7 カイロで (H16.1.27)	日本側 浦部和好在エジプト大使 エジプト側 フアイザ・アズルナガ外務担当国務大臣	H16.7.29 401号
エジプト	シヤルキーヤ県北西部上水道整備計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	シヤルキーヤ県北西部上水道整備計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	44,000千円 H16.12.6まで	H15.12.7 カイロで (H16.1.27)	日本側 浦部和好在エジプト大使 エジプト側 フアイザ・アズルナガ外務担当国務大臣	H17.5.19 286号
エジプト	エジプト・アラブ共和国政府に對する贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	エジプトの経済の構造改善努力推進及びエジプトの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	3,000,000千円 -----	H16.3.2 カイロで (H16.5.24)	日本側 浦部和好在エジプト大使 エジプト側 フアイザ・アズルナガ外務担当国務大臣	H16.12.7 784号
エジプト	消防車両整備計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	消防車両整備計画を実施するために必要な役務の供与 1. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	746,000千円 H17.3.24まで	H16.3.25 カイロで (H16.5.20)	日本側 浦部和好在エジプト大使 エジプト側 フアイザ・アズルナガ外務担当国務大臣	H17.8.11 752号
エジプト	救急車両整備計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	救急車両整備計画を実施するために必要な役務の供与 1. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	916,000千円 H17.3.24まで	H16.3.25 カイロで (H16.5.20)	日本側 浦部和好在エジプト大使 エジプト側 フアイザ・アズルナガ外務担当国務大臣	H17.8.11 753号
エジプト	シヤルキーヤ県北西部上水道整備計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	シヤルキーヤ県北西部上水道整備計画を実施するために必要な役務の供与 1. 浄水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の維持・管理指導に必要な役務の供与	2,843,000千円 (H16年度 204,000千円) H17.3.31まで (H17年度 1,656,000千円) H18.3.31まで (H18年度 983,000千円) H19.3.31まで	H16.6.10 カイロで (H16.9.6)	日本側 浦部和好在エジプト大使 エジプト側 フアイザ・アズルナガ外務担当国務大臣	H17.5.16 269号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エジプト	バハルヨセフ灌溉用水路サコーラ堰改修計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	バハルヨセフ灌溉用水路サコーラ堰改修計画を実施するために必要な 1. バハルヨセフ灌溉用水路サコーラ堰の改修の実施に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	2,001,000千円 (H16年度 467,000千円) H17.3.31まで (H17年度 1,297,000千円) H18.3.31まで (H18年度 237,000千円) H19.3.31まで	H16.6.10 カイロで (H16.9.6)	日本側 浦部和好在エジプト大使 エジプト側 フアイザ・アブデルナカ外務担当国務大臣	H17.5.19 287号
エジプト	王家の谷周辺地区整備計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	王家の谷周辺地区整備計画を実施するために必要な 1. ビジター・センタ一の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	261,000千円 H17.11.28まで	H16.11.29 カイロで (H17.1.25)	日本側 榎田邦彦在エジプト大使 エジプト側 マフムード・カレム 次官	H17.8.11 754号
エジプト	食糧増産援助に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資並びにその輸送及び調達に必要な役務の供与	400,000千円 H18.3.31まで	H17.3.30 カイロで (H17.6.8)	日本側 榎田邦彦在エジプト大使 エジプト側 フアイザ・アブデルナカ外務協力大臣	H17.10.27 1026号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。